

令和7年度

大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業

## 閲 覧 図 書

添付書類

- 1 入札者注意書
- 2 契約書（案）
- 3 事業内訳書
- 4 作業仕様書
- 5 作業位置図
- 6 契約情報の公表

鳥取森林管理署

(素材生産及び造林事業)

## 入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。  
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。  
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
  - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
  - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
  - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
  - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
  - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
  - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
  - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
  - (8) 入札時刻に遅れてしまった入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
  - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があつても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があつても受理しない。
13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札する。
14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。  
その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であつても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。  
なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

# 入札書

入札物件 第 号

事業名

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局(○○森林管理署)長 ○○○○ 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

# 委任状

令和　年　月　日

(分任) 支出負担行為担当官

○○森林管理局 (○○森林管理署) 長 ○ ○ ○ ○ 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により  
下記の入札に関する一切の権限を委任します。

記

事業名

# 委 任 状

令和 年 月 日

(分任) 支出負担行為担当官  
○○森林管理局（○○森林管理署）長 殿

(委任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

私は、下記の者をもって代理人と定め、○○森林管理局（○○森林管理署）における契約について、下記の一切の権限を委任します。

(受任者) 所在地(住所)  
商号又は名称  
代表者役職氏名

## (委任事項)

- 1 入札及び見積に関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付並びに領収に関する件
- 4 代金請求及び領収に関する件
- 5 復代理人の選任及び解任の件
- 6 その他契約履行に関する件

## (委任期間)

令和 年 月 日から令和 年 月 日

(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む）があっても差し支えない。

## カシノナガキクイムシ防除事業請負契約書（案）

1 事業名 大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業

2 事業場所 別添図面のとおり

3 事業量 別添事業内訳書のとおり

4 事業期間 契約締結の日の翌日から  
令和7年7月4日まで

5 請負金額 金 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額（以下「消費税」という。）  
金 円也)

〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	部分払い	回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

〔注〕国庫債務負担行為に係る契約にあっては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日
該当なし				

## 8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 暴力団排除に関する特約条項は、別紙のとおり。
- (3) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年3月5日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 鳥取県鳥取市吉方109  
鳥取第3地方合同庁舎2階  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
鳥取森林管理署長 寺岡 猛 印

請負者 住 所

氏 名 印

[注]請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

## 暴力団排除に関する特約条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確認)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

### (損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

### (不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

## 事 業 内 訳 書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林・林小班	記番	本数	摘要
根雨	カシノガキクイムシ防除 (立木ビニールシート被覆)	契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	大山 596ほ	1	12本	6月20日までに設置すること
			大山 596と1	2	45本	
			大山 596と2	3	26本	
			大山 596ち	4	27本	
			大山 597は2	5	10本	
			大山 597に	6	9本	
			大山 603は	7	8本	
			大山 603ち	8	11本	
			大山 604に	9	2本	
			大山 606に	10	29本	
			大山 606へ	11	24本	
			大山 606と	12	23本	
			大山 606口	13	3本	
			大山 606ハ	14	7本	
			大山 606二	15	7本	
			大山 607い	16	4本	
			大山 607と	17	2本	
			檜ヶ原 600れ	18	4本	
			檜ヶ原 600な	19	3本	
			檜ヶ原 601た	20	37本	
			合計 12			

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
1	ピンク3	楓ヶ原	601た	ミズナラ	34	
2	ピンク15	楓ヶ原	601た	ミズナラ	20	
3	ピンク16	楓ヶ原	601た	ミズナラ	28	
4	ピンク18	楓ヶ原	601た	ミズナラ	26	
5	ピンク19	楓ヶ原	601た	ミズナラ	30	
6	ピンク20	楓ヶ原	601た	ミズナラ	32	
7	ピンク22	楓ヶ原	601た	ミズナラ	22	
8	ピンク24	楓ヶ原	601た	ミズナラ	34	
9	ピンク25	楓ヶ原	601た	ミズナラ	26	
10	ピンク27	楓ヶ原	601た	ミズナラ	38	
11	ピンク28	楓ヶ原	601た	ミズナラ	24	
12	ピンク30	楓ヶ原	601た	ミズナラ	32	
13	ピンク31	楓ヶ原	601た	ミズナラ	38	
14	ピンク32	楓ヶ原	601た	ミズナラ	20	
15	ピンク33	楓ヶ原	601た	ミズナラ	22	
16	ピンク34	楓ヶ原	601た	ミズナラ	22	
17	ピンク35	大山	604に	ミズナラ	46	
18	ピンク36	大山	604に	ミズナラ	34	
19	ピンク37	大山	596ち	ミズナラ	54	
20	ピンク38	大山	596ち	ミズナラ	22	
21	ピンク40	大山	596ち	ミズナラ	40	
22	ピンク42	大山	596ち	ミズナラ	32	
23	ピンク43	大山	596ち	ミズナラ	18	
24	ピンク45	大山	596ち	ミズナラ	78	
25	ピンク46	大山	596と2	ミズナラ	36	
26	ピンク47	大山	596と2	ミズナラ	18	
27	ピンク48	大山	596と2	ミズナラ	40	
28	ピンク49	大山	596と2	ミズナラ	20	
29	ピンク50	大山	596と2	ミズナラ	24	
30	ピンク51	大山	596と2	ミズナラ	44	
31	ピンク53	大山	596と2	ミズナラ	20	
32	ピンク54	大山	596と2	ミズナラ	22	
33	ピンク55	大山	596と2	ミズナラ	54	
34	ピンク56	大山	596と2	ミズナラ	22	
35	ピンク57	大山	596と2	ミズナラ	30	
36	ピンク60	大山	596と2	ミズナラ	20	
37	ピンク61	大山	596と2	ミズナラ	16	
38	ピンク62	大山	596と2	ミズナラ	14	
39	ピンク63	大山	596と2	ミズナラ	10	
40	ピンク65	大山	596と2	ミズナラ	18	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
41	ピンク66	大山	596と2	ミズナラ	42	
42	ピンク67	大山	596と2	ミズナラ	36	
43	ピンク68	大山	596と2	ミズナラ	14	
44	ピンク70	大山	596と2	ミズナラ	32	
45	ピンク73	大山	597に	ミズナラ	34	
46	ピンク74	大山	597に	ミズナラ	30	
47	ピンク75	大山	597に	ミズナラ	26	
48	ピンク76	大山	597に	ミズナラ	20	
49	ピンク77	大山	597に	ミズナラ	18	
50	ピンク78	大山	597に	ミズナラ	10	
51	ピンク79	大山	597に	ミズナラ	14	
52	ピンク80	大山	597に	ミズナラ	44	
53	ピンク81	大山	597に	ミズナラ	26	
54	ピンク101	大山	596ほ	ミズナラ	22	
55	ピンク102	大山	596ほ	ミズナラ	14	
56	ピンク108	大山	603は	ミズナラ	22	
57	ピンク109	大山	603は	ミズナラ	26	
58	ピンク110	大山	603は	ミズナラ	36	
59	ピンク111	大山	603は	コナラ	16	
60	ピンク112	大山	596ち	ミズナラ	22	
61	ピンク113	大山	596ち	ミズナラ	18	
62	ピンク114	大山	596ち	コナラ	32	
63	ピンク115	大山	603ち	ミズナラ	36	
64	ピンク116	大山	603ち	ミズナラ	54	
65	ピンク117	大山	603ち	ミズナラ	20	
66	ピンク118	大山	603ち	ミズナラ	22	
67	ピンク119	大山	596ち	ミズナラ	26	
68	ピンク120	大山	596ち	コナラ	24	
69	ピンク121	大山	596ち	コナラ	40	
70	ピンク122	大山	596ち	ミズナラ	18	
71	ピンク123	大山	596ち	コナラ	36	
72	ピンク124	大山	596ち	ミズナラ	62	
73	ピンク125	大山	596ち	ミズナラ	14	
74	ピンク126	大山	596ち	ミズナラ	16	
75	ピンク127	大山	596ち	ミズナラ	34	
76	ピンク128	大山	596ち	ミズナラ	36	
77	ピンク129	大山	596ち	ミズナラ	28	
78	ピンク130	大山	596ほ	ミズナラ	26	2又
79	ピンク131	大山	596ほ	ミズナラ	28	"
80	ピンク132	大山	596ほ	ミズナラ	26	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
81	ピンク133	大山	596ほ	ミズナラ	34	
82	ピンク134	大山	596ほ	ミズナラ	18	
83	ピンク135	大山	596ほ	ミズナラ	22	
84	ピンク136	大山	596ほ	ミズナラ	14	
85	ピンク137	大山	596ほ	ミズナラ	42	
86	ピンク138	大山	596ほ	ミズナラ	14	
87	ピンク181	大山	596と2	ミズナラ	18	
88	ピンク183	大山	596ほ	ミズナラ	24	
89	ピンク184	大山	603は	ミズナラ	28	
90	ピンク185	大山	603は	ミズナラ	18	
91	ピンク186	大山	603は	ミズナラ	32	
92	ピンク187	大山	603は	ミズナラ	22	
93	ピンク314	大山	596ち	ミズナラ	30	
94	黄51	大山	606口	ミズナラ	22	
95	黄52	大山	606口	ミズナラ	10	
96	黄53	大山	607と	ミズナラ	46	
97	黄54	大山	607い	ミズナラ	20	
98	黄55	大山	606と	ミズナラ	26	
99	黄56	大山	606と	ミズナラ	42	2又
100	黄58	大山	606と	ミズナラ	24	"
101	黄59	大山	606と	ミズナラ	28	
102	黄60	大山	606と	ミズナラ	20	
103	黄61	大山	606と	ミズナラ	20	
104	黄62	大山	606と	ミズナラ	24	
105	黄63	大山	606と	ミズナラ	26	
106	黄64	大山	606と	ミズナラ	30	
107	黄65	大山	606と	ミズナラ	20	
108	黄66	大山	606と	ミズナラ	32	
109	黄67	大山	606と	ミズナラ	28	
110	黄68	大山	606と	ミズナラ	36	
111	黄69	大山	606へ	ミズナラ	50	
112	黄70	大山	606へ	ミズナラ	20	
113	黄71	大山	606へ	ミズナラ	28	
114	黄80	大山	606へ	ミズナラ	28	
115	黄81	大山	606へ	ミズナラ	30	
116	黄82	大山	606へ	ミズナラ	26	
117	黄83	大山	606へ	ミズナラ	30	
118	黄84	大山	606へ	ミズナラ	28	
119	黄87	大山	606二	ミズナラ	30	
120	黄88	大山	606二	ミズナラ	10	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
121	黄89	大山	606ヘ	ミズナラ	24	
122	黄90	大山	606ヘ	ミズナラ	30	
123	黄91	大山	606ヘ	ミズナラ	30	
124	黄92	大山	606ヘ	ミズナラ	28	
125	黄94	大山	606ニ	ミズナラ	16	
126	黄95	大山	606ニ	ミズナラ	22	
127	黄97	大山	606ニ	ミズナラ	16	
128	黄98	大山	606ニ	ミズナラ	20	
129	黄100	大山	606ニ	ミズナラ	18	
130	黄101	大山	606ニ	ミズナラ	20	
131	黄102	大山	606ニ	ミズナラ	24	
132	黄103	大山	606ニ	ミズナラ	24	
133	黄104	大山	606ニ	ミズナラ	18	
134	黄106	大山	606ニ	ミズナラ	18	
135	黄107	大山	606ニ	ミズナラ	18	
136	黄108	大山	606ニ	ミズナラ	14	
137	黄109	大山	606ニ	ミズナラ	20	
138	黄110	大山	606ニ	ミズナラ	26	
139	黄111	大山	606ニ	ミズナラ	28	
140	黄112	大山	606ニ	ミズナラ	24	
141	黄113	大山	606ニ	ミズナラ	32	
142	黄114	大山	606ニ	ミズナラ	32	
143	黄116	楨ヶ原	601た	ミズナラ	42	
144	黄117	楨ヶ原	601た	ミズナラ	26	
145	黄118	楨ヶ原	601た	ミズナラ	26	
146	黄119	楨ヶ原	601た	ミズナラ	28	
147	黄120	楨ヶ原	601た	ミズナラ	20	
148	黄121	楨ヶ原	601た	ミズナラ	36	
149	黄122	楨ヶ原	601た	ミズナラ	16	
150	黄124	楨ヶ原	601た	ミズナラ	42	
151	黄125	楨ヶ原	601た	ミズナラ	50	
152	黄126	楨ヶ原	601た	ミズナラ	36	2又
153	黄128	楨ヶ原	601た	ミズナラ	40	"
154	黄129	楨ヶ原	601た	ミズナラ	24	
155	黄130	楨ヶ原	601た	ミズナラ	38	
156	黄131	楨ヶ原	601た	ミズナラ	20	2又
157	黄133	楨ヶ原	601た	ミズナラ	30	
158	黄134	楨ヶ原	601た	ミズナラ	20	
159	黄135	楨ヶ原	601た	ミズナラ	14	
160	黄136	楨ヶ原	601た	ミズナラ	30	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
161	黄137	楨ヶ原	601た	ミズナラ	28	
162	黄141	大山	596と2	ミズナラ	46	
163	黄142	大山	596と2	ミズナラ	62	
164	黄143	大山	596と2	ミズナラ	68	
165	黄144	大山	596と2	ミズナラ	40	
166	黄145	大山	596と1	コナラ	56	
167	黄146	大山	596と1	コナラ	50	
168	黄148	大山	596と1	コナラ	28	
169	黄149	大山	596と1	コナラ	54	
170	黄150	大山	596と1	コナラ	18	
171	黄152	大山	596と1	コナラ	52	
172	黄153	大山	596と1	コナラ	42	
173	黄154	大山	596と1	コナラ	20	
174	黄156	大山	597は2	コナラ	36	
175	黄157	大山	597は2	コナラ	30	2又
176	黄158	大山	597は2	コナラ	36	"
177	黄291	大山	597は2	コナラ	36	
178	黄293	大山	597は2	コナラ	58	
179	黄297	大山	597は2	コナラ	106	
180	黄298	大山	597は2	コナラ	42	
181	黄300	大山	596と1	コナラ	36	
182	黄302	大山	596と1	コナラ	16	
183	黄303	大山	596と1	コナラ	38	
184	黄304	大山	596と1	コナラ	44	
185	黄305	大山	596と1	コナラ	50	
186	黄307	大山	596と1	コナラ	50	
187	黄308	楨ヶ原	600れ	ミズナラ	44	
188	黄309	大山	596と1	コナラ	52	3又
189	黄311	大山	596と1	ミズナラ	48	"
190	黄312	楨ヶ原	600れ	コナラ	26	"
191	黄313	大山	596と1	コナラ	52	
192	黄314	大山	596と1	コナラ	34	
193	黄315	大山	596と1	コナラ	64	
194	黄316	大山	596と1	コナラ	50	
195	黄317	大山	596と1	コナラ	52	
196	黄318	大山	596と1	ミズナラ	44	
197	黄319	楨ヶ原	600れ	ミズナラ	44	
198	黄320	楨ヶ原	600れ	ミズナラ	30	
199	黄321	大山	596と1	ミズナラ	24	
200	黄322	大山	596と1	コナラ	46	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
201	黄326	大山	596と1	コナラ	40	
202	黄328	大山	596と1	コナラ	38	
203	黄329	大山	596と1	コナラ	34	
204	黄330	大山	596と1	ミズナラ	46	
205	黄334	大山	596と1	コナラ	46	
206	黄335	大山	596と1	ミズナラ	24	
207	黄336	大山	596と1	ミズナラ	50	
208	黄337	大山	596と1	ミズナラ	44	2又
209	黄340	大山	603ち	コナラ	42	"
210	黄341	大山	603ち	コナラ	54	
211	黄343	大山	603ち	ミズナラ	24	
212	黄346	大山	596ち	コナラ	44	
213	黄349	大山	596と2	コナラ	40	
214	黄407	大山	597は2	コナラ	26	
215	黄409	大山	597は2	コナラ	40	
216	黄410	大山	597は2	コナラ	28	
217	黄414	大山	596と1	コナラ	32	
218	黄415	大山	596と1	コナラ	42	
219	黄416	大山	596と1	コナラ	38	
220	黄417	楨ヶ原	600な	コナラ	34	
221	黄418	楨ヶ原	600な	コナラ	20	
222	黄419	楨ヶ原	600な	コナラ	24	
223	黄424	大山	603ち	コナラ	40	
224	青1	大山	606と	ミズナラ	24	
225	青4	大山	606ハ	ミズナラ	28	
226	青5	大山	607い	ミズナラ	66	
227	青6	大山	607い	ミズナラ	20	
228	青7	大山	607と	ミズナラ	34	
229	青8	大山	607い	ミズナラ	20	
230	青9	大山	606ニ	ミズナラ	28	
231	青10	大山	606ヘ	ミズナラ	16	
232	青11	大山	606ヘ	ミズナラ	22	
233	青12	大山	606ヘ	ミズナラ	36	
234	青13	大山	606ヘ	ミズナラ	24	
235	青14	大山	606ヘ	ミズナラ	34	
236	青15	大山	606ヘ	ミズナラ	24	
237	青16	大山	606ヘ	ミズナラ	12	
238	青17	大山	606ヘ	ミズナラ	24	
239	青18	大山	606ヘ	ミズナラ	34	
240	青19	大山	606ヘ	ミズナラ	14	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
241	青20	大山	606ヘ	ミズナラ	28	
242	青21	大山	606ヘ	ミズナラ	8	
243	青22	大山	606ニ	ミズナラ	22	
244	青23	大山	606ニ	ミズナラ	26	
245	青24	大山	606ニ	コナラ	24	
246	青25	大山	606ニ	コナラ	16	
247	青26	大山	606ニ	コナラ	12	
248	青27	大山	606ニ	コナラ	20	
249	青28	大山	606ニ	コナラ	18	
250	青29	大山	606ニ	コナラ	28	
251	青30	大山	606ニ	コナラ	22	
252	青31	大山	606ニ	コナラ	26	
253	青32	大山	606ニ	コナラ	24	
254	青33	大山	606ニ	コナラ	24	
255	青34	大山	606ニ	コナラ	30	
256	青35	大山	606ニ	コナラ	38	
257	青36	大山	606ニ	コナラ	36	
258	青369	大山	596と1	コナラ	50	
259	青370	大山	596と1	コナラ	54	
260	青491	檜ヶ原	601た	ミズナラ	32	
261	青E490	大山	596ち	ミズナラ	26	
262	青E491	大山	596ち	ミズナラ	14	
263	オレンジD2	大山	596ち	ミズナラ	12	
264	オレンジD3	大山	596ち	ミズナラ	30	
265	オレンジD4	大山	596ち	ミズナラ	24	
266	オレンジD5	大山	603ち	ミズナラ	20	
267	オレンジD6	大山	603ち	ミズナラ	12	
268	オレンジD7	大山	603ち	ミズナラ	18	
269	オレンジD8	大山	596と1	ミズナラ	28	
270	オレンジD9	大山	596と1	コナラ	36	
271	オレンジD10	大山	596と1	コナラ	34	
272	オレンジD11	大山	596と1	コナラ	32	
273	オレンジD12	大山	596と1	コナラ	22	
274	オレンジD13	大山	596と1	コナラ	36	
275	オレンジD22	大山	596と1	コナラ	46	
276	オレンジD23	大山	596と1	コナラ	18	
277	緑1	大山	606と	ミズナラ	30	
278	緑3	大山	606と	ミズナラ	36	
279	緑5	大山	606と	ミズナラ	46	
280	緑6	大山	606と	ミズナラ	46	

## 立木ビニールシート被覆(防除)設置木明細書

No.	No.テープ	国有林	林小班	設置木樹種	直径	備考
281	緑10	大山	606口	ミズナラ	22	
282	緑11	大山	606ハ	ミズナラ	30	
283	緑12	大山	606ハ	ミズナラ	30	
284	緑13	大山	606ハ	ミズナラ	32	
285	緑14	大山	606ハ	ミズナラ	28	
286	緑17	大山	606ハ	ミズナラ	24	
287	緑18	大山	606ハ	ミズナラ	26	
288	緑20	大山	606と	ミズナラ	42	
289	緑22	大山	606と	ミズナラ	30	
290	緑23	大山	606と	ミズナラ	26	
291	緑24	大山	606と	ミズナラ	28	
292	緑283	大山	606と	ミズナラ	44	
293	白C57	楨ヶ原	601た	ミズナラ	34	
合計		293本				

※設置対象木は、古いビニールシートが被覆されており、ナンバーテープで標示している。

## 作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。  
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の休業を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第3者から受けた事故とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

## カシノナガキクイムシ防除（立木ビニールシート被覆）仕様書

### （総則的事項）

- 1 立木ビニールシート被覆に必要な資材については、別添資材購入仕様書に示す物品を購入のうえ、監督職員に使用材料承認願を提出し承認を受けること。

### （設置木の標示）

- 2 作業対象木は、古いビニールシートが被覆されており、ナンバーテープにて標示しているが、疑義があるときは監督職員の指示に従うこと。

### （立木ビニールシート撤去）

- 3 作業対象木には古いビニールシートが被覆されているため、撤去すること。

- 4 撤去後のビニールシートは産業廃棄物として処分すること。県または市町村が認定している処分場にて処分することとし、適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。

### （立木ビニールシート被覆設置方法）

- 5 設置木周辺及び根元付近（根元被覆 50 cm以上確保）を整理し、作業しやすい環境を作ること。
- 6 ビニールシートを上部と下部に分けて被覆することとし、設置高は地際から樹幹長 2 m 以上とする。
- 7 下部からビニールシートを巻付けることとし、根元については周囲 50 cm 以上確保のうえ被覆を行い留め金具で固定すること。なお、留め金具で固定する際は、ビニールシート破損防止のためビニールシートを二重とすること。
- 8 最上部はビニールシートを樹皮と密着させるよう強粘着テープでしっかりと貼り付け、その後、結束バンドにて固定すること。上部と下部のビニールシートの継ぎ目は隙間が出来ないよう 20 cm 以上重ね、強粘着テープで継ぎ合わせること。
- 9 全体を固定するため、ビニール紐を使い上部から下部にかけて巻き付けること。
- 10 立木ビニールシート被覆は、令和 7 年 6 月 20 日までに設置を完了し、監督職員の確認を受けること。

### （その他）

- 11 その他技術的事項に関しては監督職員の指示に従うこと。

## 特記仕様書

### 1 豚熱（CSF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のいのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) 野生いのしし等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。

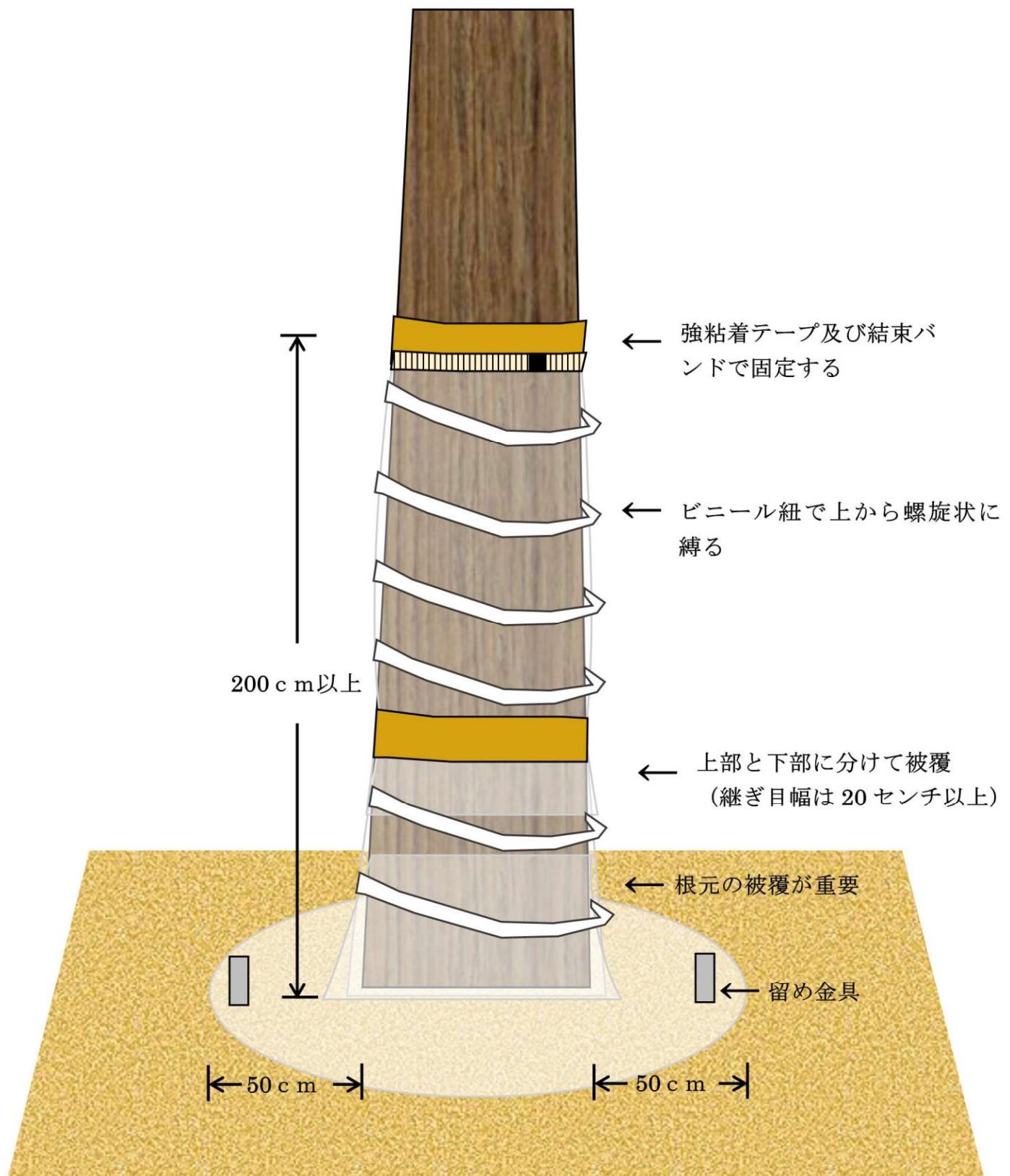
### 2 アフリカ豚熱（ASF）対策

- (1) 山林での作業用の靴の履き分けや下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、平時における感染防止対策に協力するとともに、野生のいのししの死体発見時には管轄の自治体に速やかに通報すること。
- (2) 野生いのしし等の感染が確認された場合の県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等を行うこと。
- (3) 周辺地域において感染が確認された場合、県の行う立ち入り制限等の防疫措置等を踏まえ、契約約款 20 条に基づき事業を一時中止または解除する可能性がある。

### 3 その他

- (1) その他、本特記仕様書に定めのない事項については、監督職員の指示によるものとする。

## 【立木ビニールシート被覆設置方法】



## 資材購入仕様書

1. ビニールシート被覆に必要な物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

資材名	品質及び規格	数量	備考
ビニールシート	T0.1mm W1.85m L100m 農業用ビニールフィルム、防霧滴透明	16 本	
留め金具	L200mm 黒丸付き	1800 個	
強粘着テープ	W80mm L50m ビニールハウス補修用、透明、強接着性	18 卷	
結束バンド等 一式	本体ペルト50m クリップ100ヶ 替刃1枚	6 セット	
ビニール紐	W100mm L1000m 透明性 ポリプロピレン	2 卷	

2. 物品購入にあたっては上記1の条件及びこれと同等の規格及び品質を有する物品を購入すること。
3. 物品は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。  
なお、納品書等は監督職員に必ず提出すること。
4. その他必要事項については監督職員の指示によること。

令和 年 月 日

監督職員

殿

請負者 住所  
氏名

### 使 用 材 料 承 認 願

令和 年 月 日に請負契約を締結した大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業について、下記材料を使用しますので承認願います。

記

購入品	メーカー又は販売店	規格

## 請負事業事故報告書

令和 年 月 日

監督職員 殿

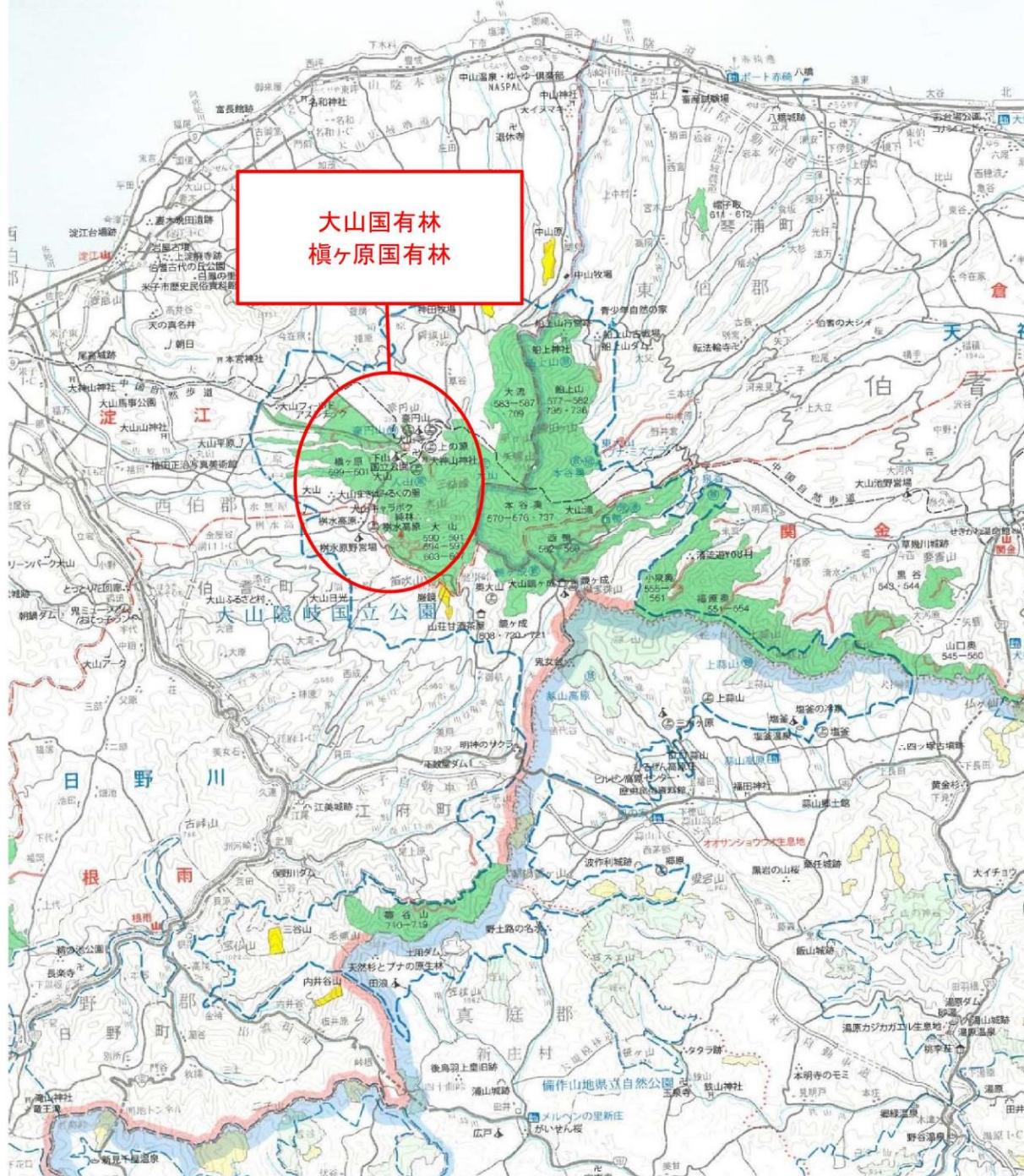
請負者

現場代理人

事業名			事業場所					
発生日時	令和 年 月 日(曜日)			時 分	天候			
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。							
	人的被害・物的被害を記載							
被災者	氏名	生年月日	年 月 日(歳)	性別	男・女	職業		
	連絡先					経験年数		
	傷病名	傷病部位	休業見込期間・死亡日時			被災場所		
今後の対策								
所見・状況								

注) 労働災害(4日以上の休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。

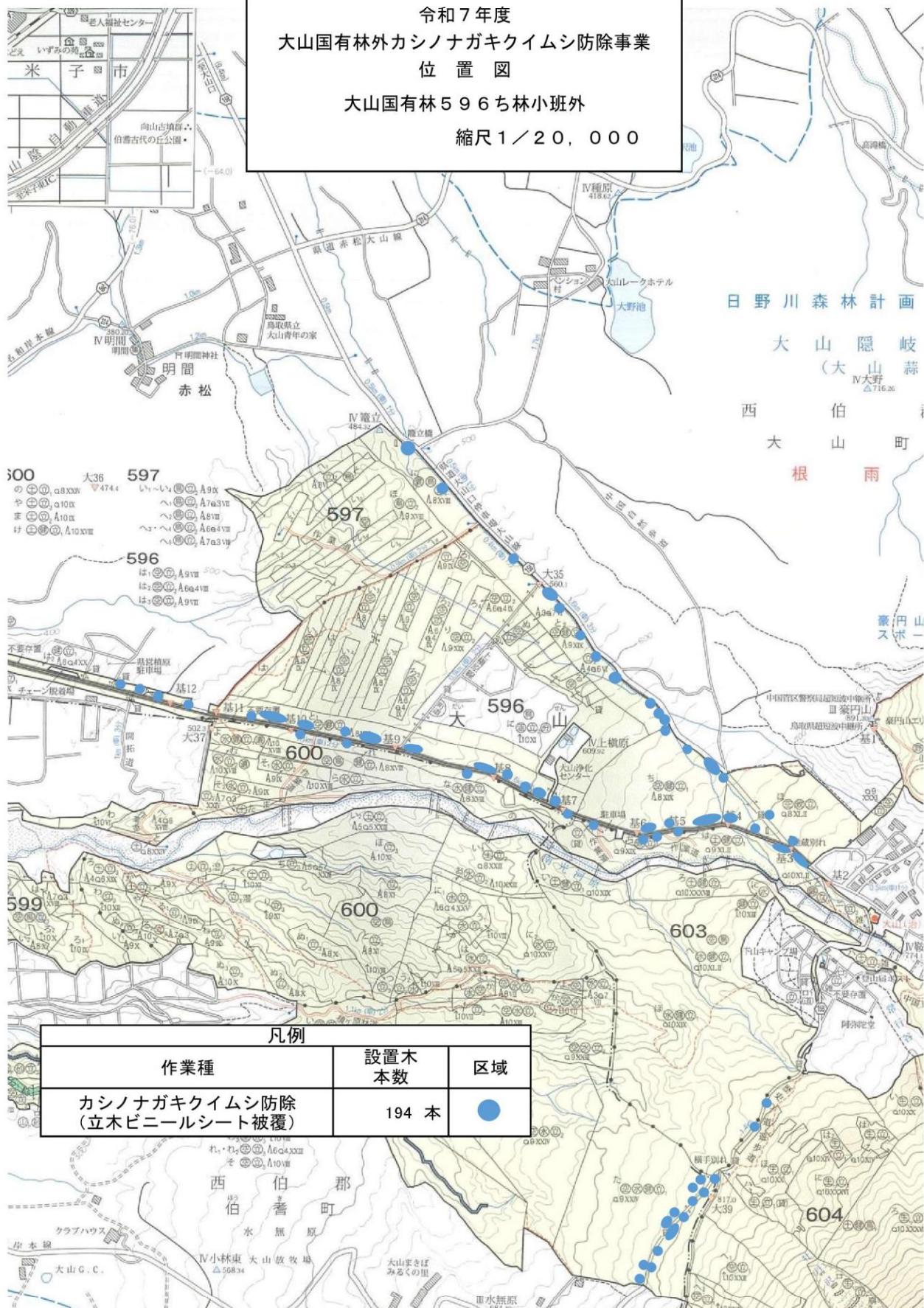
令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位置図  
大山国有林 596 ち林小班外  
縮尺 1 / 200,000



令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位 置 図

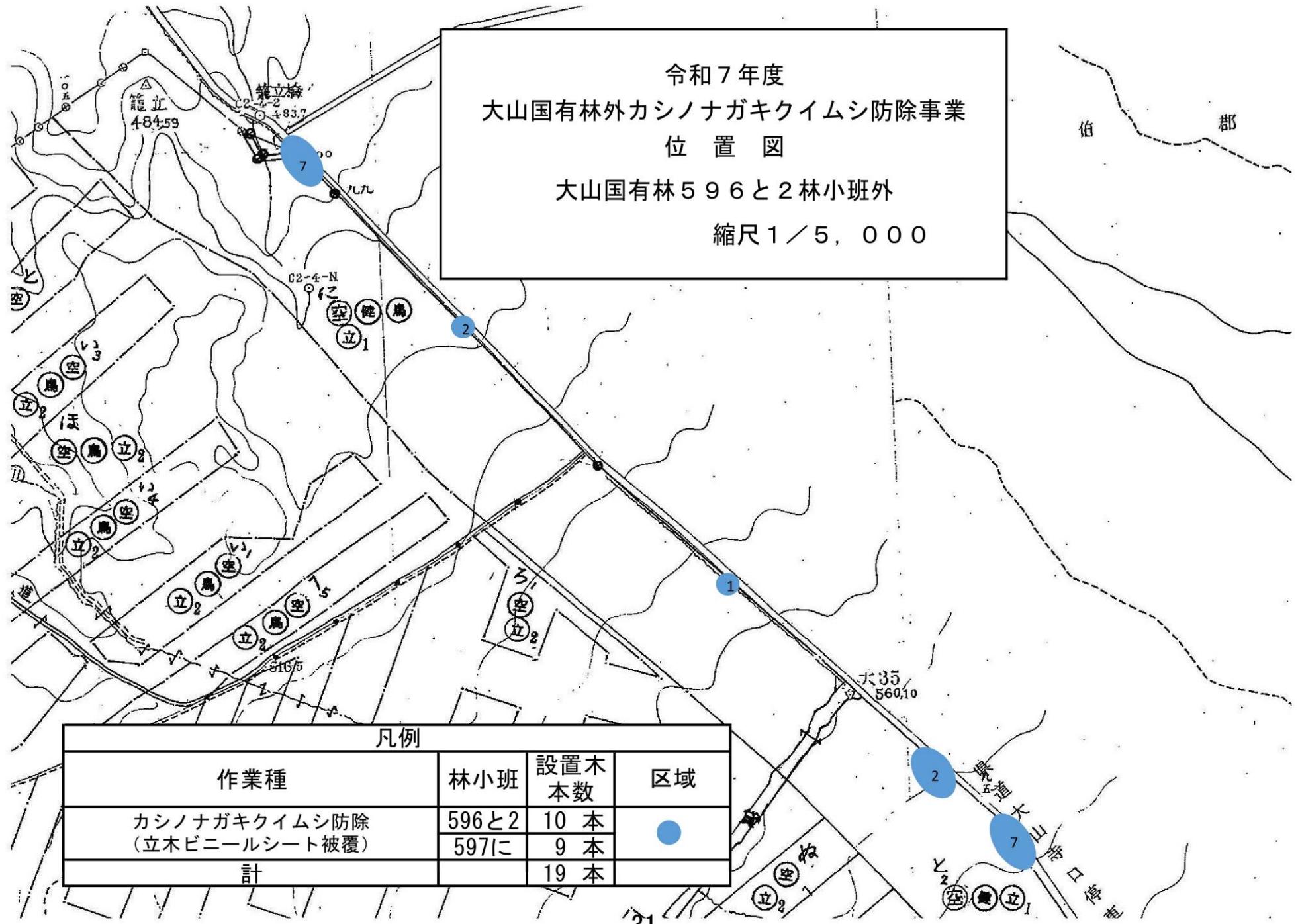
大山国有林 596 ち林小班外

縮尺 1/20,000



**令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位置図**  
**大山国有林606と林小班外**  
**縮尺 1/20,000**





令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位 置 図

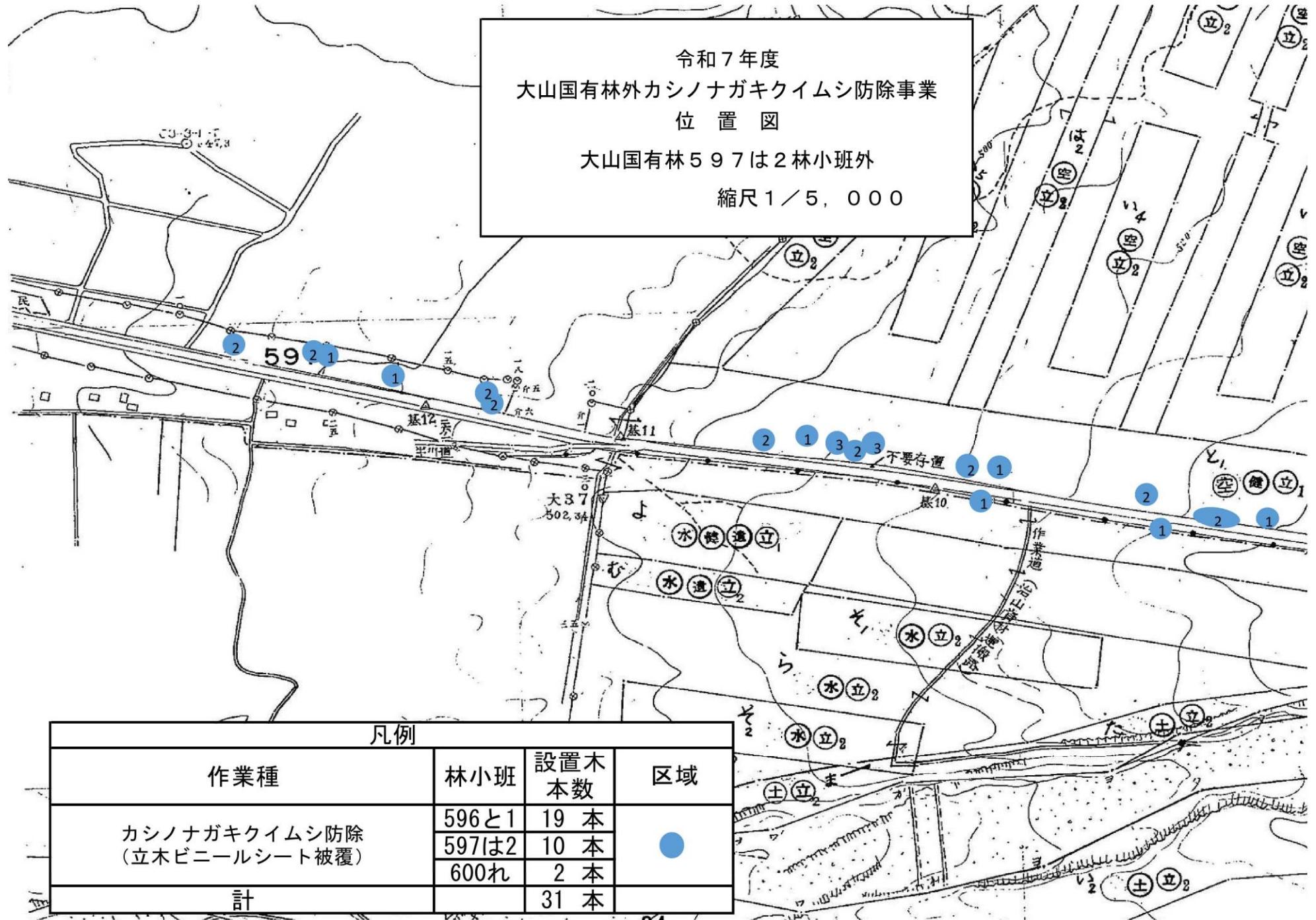
大山国有林596と1林小班外

縮尺 1/5,000



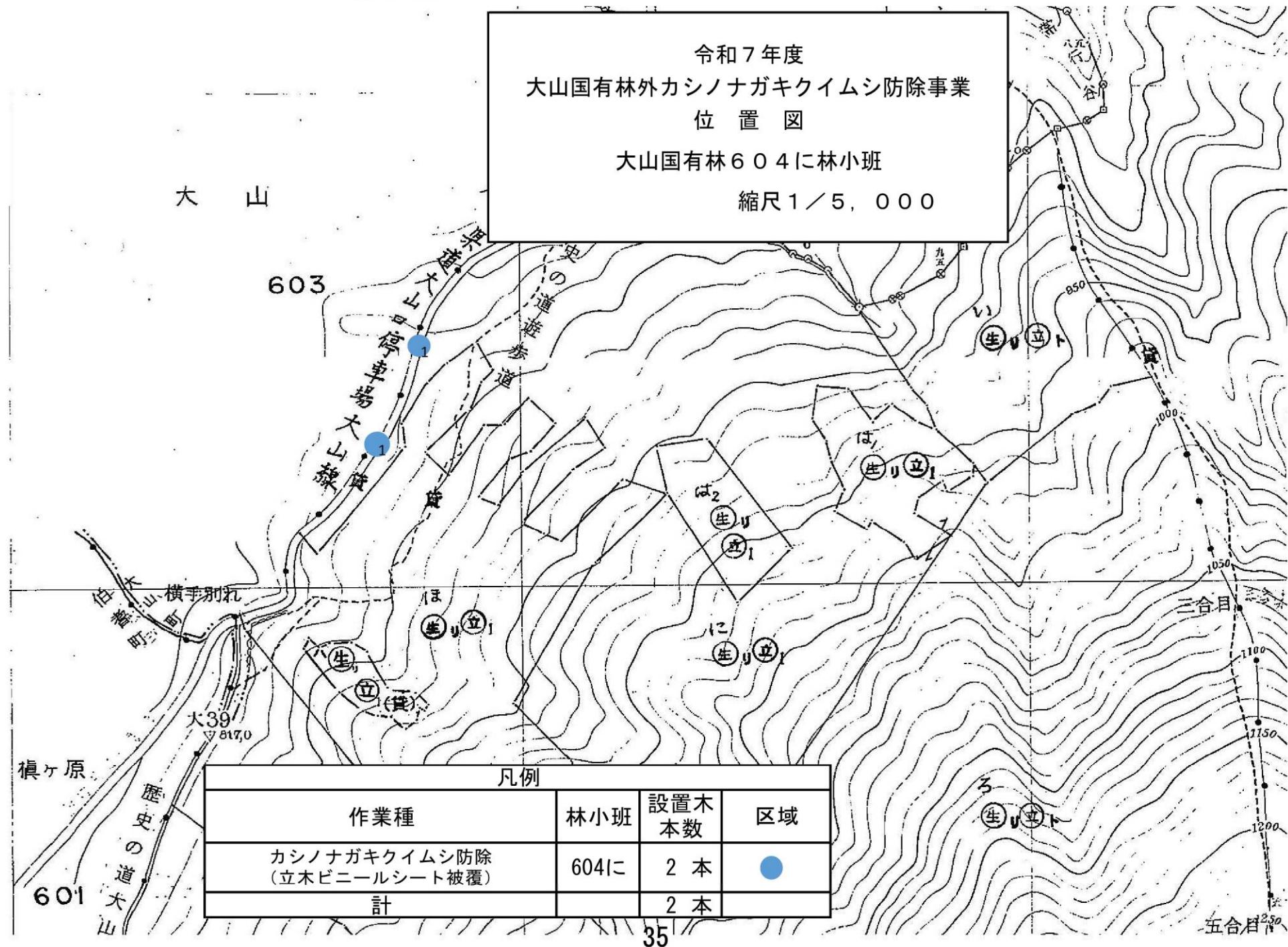
令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位置図  
大山国有林596ち林小班外  
縮尺1/5,000



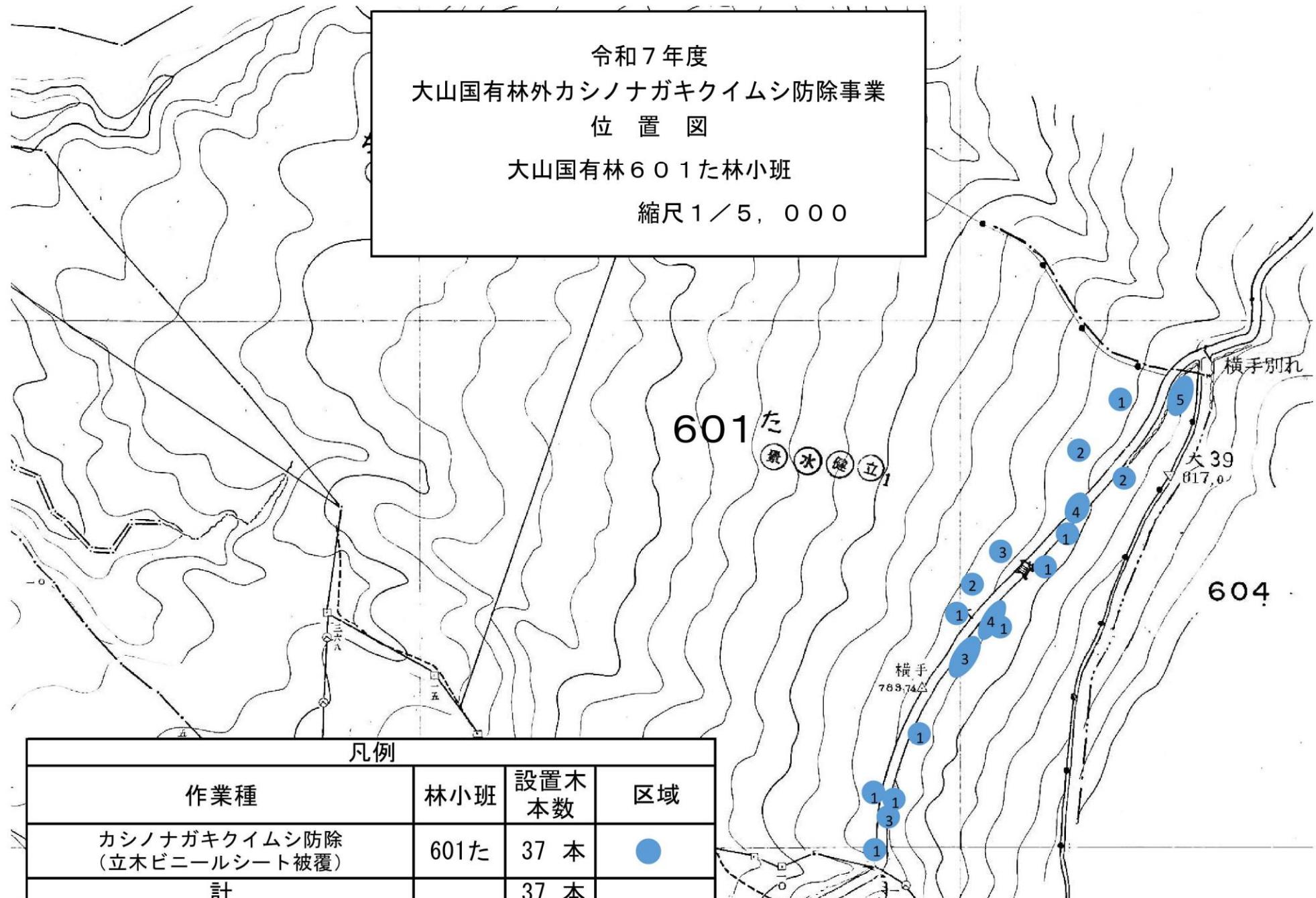


令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位 置 図  
大山国有林 604 に林小班  
縮尺 1/5,000

大山



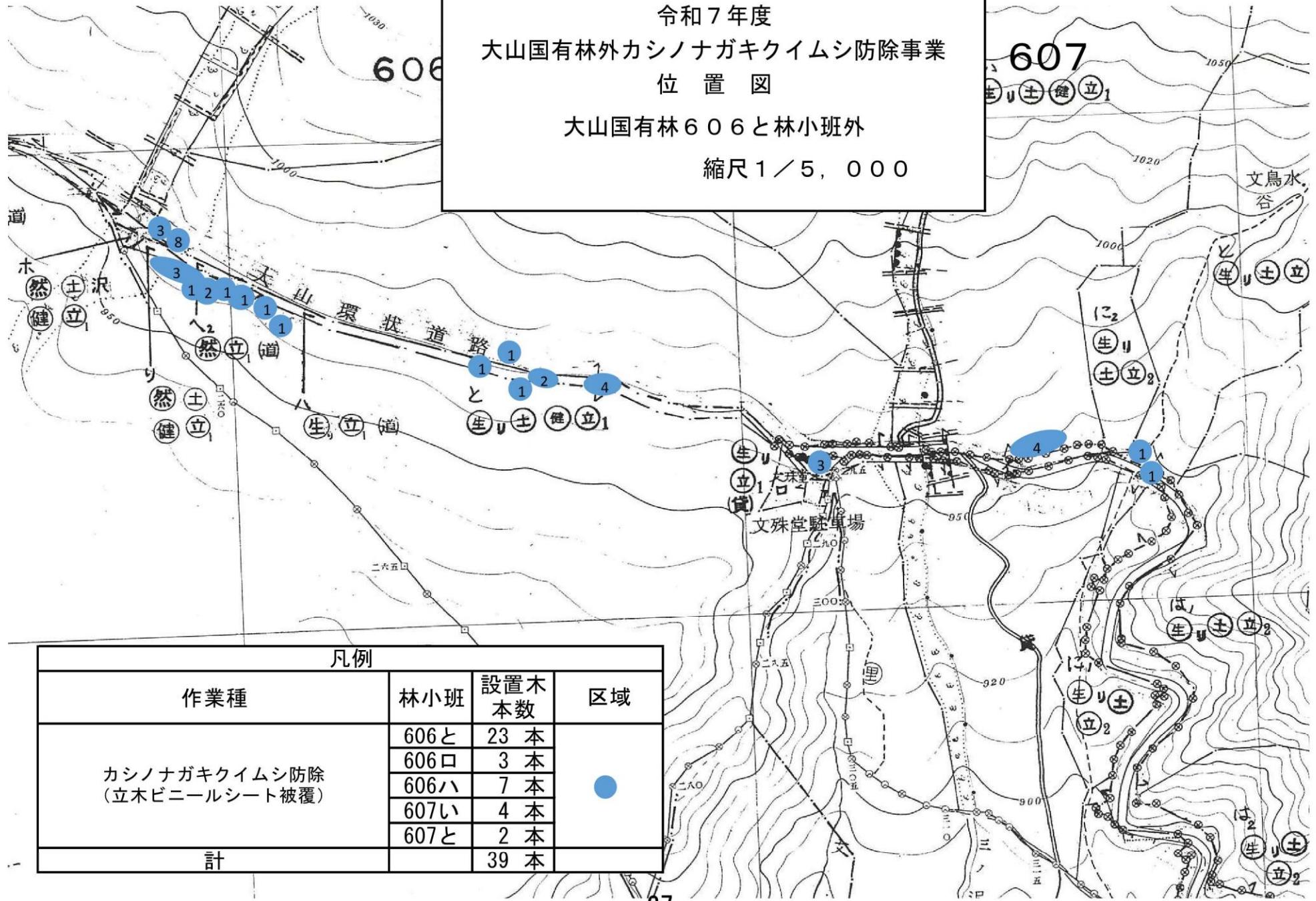
令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位 置 図  
大山国有林 601た林小班  
縮尺 1/5,000

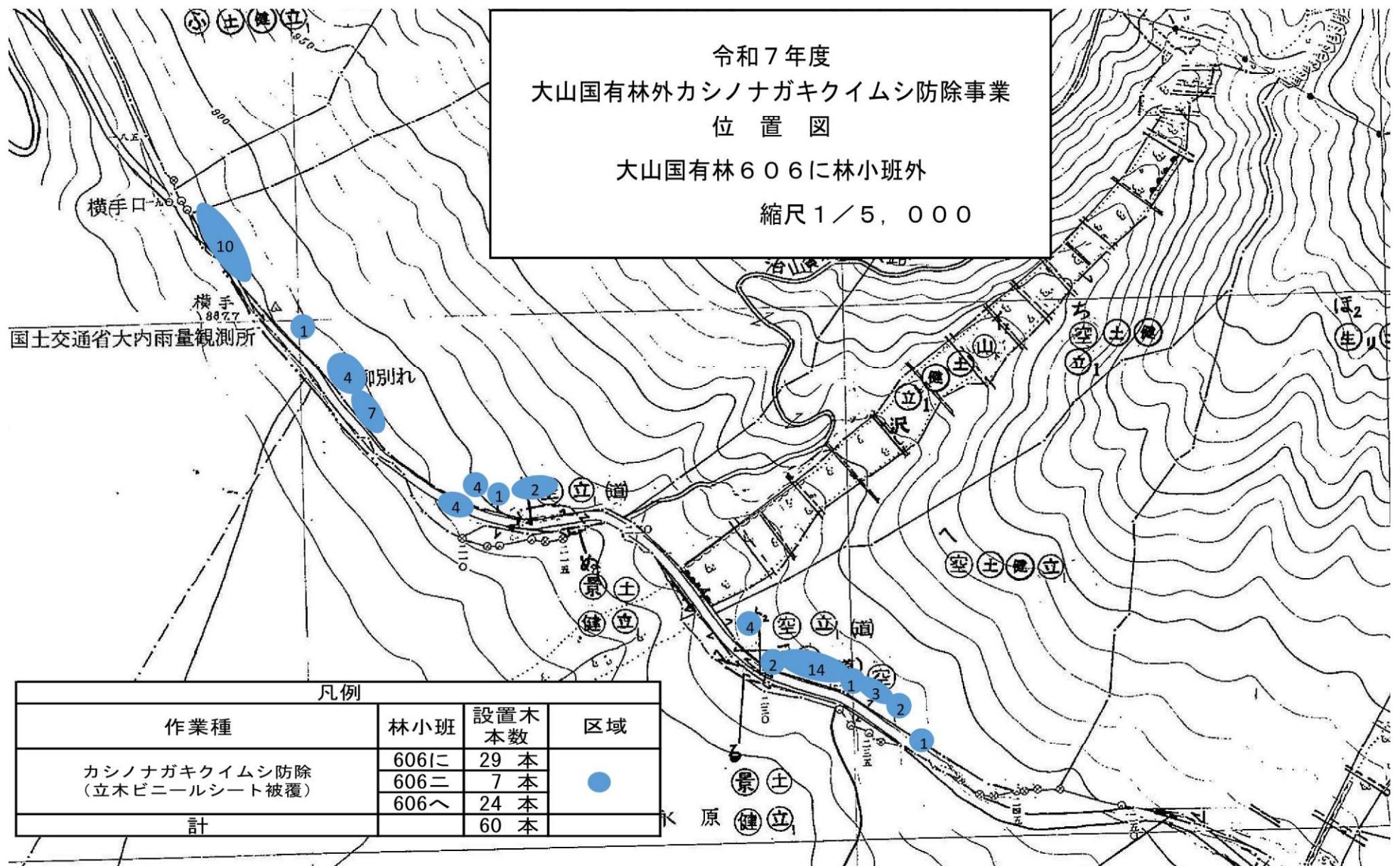


令和7年度  
大山国有林外カシノナガキクイムシ防除事業  
位 置 図

大山国有林 606 と 林小班外

縮尺 1/5,000





## 契約情報の公表

令和7年度 請負事業の契約条件等

事業名:大山国有林外カシノガキクイムシ防除事業

鳥取森林管理署

作業種	国有林 (官行造林 地)	林小班	本数	材積				作業期間	林分条件		作業条件				備考	
				幹	枝条	根株	合計		傾斜	植生状況	平均直径	作業手段	通勤距離	通勤時間		
											(cm)	(人力・機械)	(片道・km)	(往復・分)		
カシノガキクイムシ防除 (立木ビニールシート被覆)	大山	596ほ	12本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	中	24	人力	12.1	33 (内徒歩1分)	大山町役場 大山支所	
	大山	596と1	45本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	40	人力	12.2	33 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	大山	596と2	26本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	中	少	32	人力	10.9	29 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	大山	596ち	27本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	中	中	30	人力	12.6	40 (内徒歩6分)	大山町役場 大山支所	
	大山	597は2	10本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	44	人力	12.6	34 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	大山	597に	9本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	中	中	24	人力	10.0	27 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	大山	603は	8本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	中	26	人力	12.6	39 (内徒歩5分)	大山町役場 大山支所	
	大山	603ち	11本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	中	32	人力	12.7	34 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	大山	604に	2本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	中	多	40	人力	11.0	29 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606に	29本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	中	24	人力	11.8	32 (内徒歩1分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606へ	24本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	26	人力	12.3	33 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606と	23本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	30	人力	12.9	34 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606口	3本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	18	人力	13.3	35 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606ハ	7本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	28	人力	13.0	35 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	606二	7本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	20	人力	12.1	33 (内徒歩1分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	607い	4本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	32	人力	13.5	36 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	大山	607と	2本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	40	人力	13.6	36 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
	楓ヶ原	600れ	4本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	36	人力	12.1	32 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	楓ヶ原	600な	3本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	少	26	人力	12.5	33 (内徒歩0分)	大山町役場 大山支所	
	楓ヶ原	601た	37本	—				契約締結日の翌日 ～ 令和7年7月4日	緩	中	30	人力	10.4	28 (内徒歩0分)	伯耆町役場 溝口分庁舎	
合計				293本	—											

※ 作業条件通勤距離は最寄市町村役場(支所含む)からの下車地点

※ 作業条件通勤時間は最寄市町村役場から作業現場中央地点(徒歩含む)